

**富合地域の里道整備は
住民の要望に応じ整備します**

▼協議第36号 建設関係事業の取扱い

○次のとおり取り扱つものとして承認されました。

■新規道路の認定



舗装・側溝整備費や登記費用など、熊本市の基準が個人負担の軽減となるため、合併時に熊本市の制度に統合します。

■道路占用料

市道に設置してある電柱などの占用料は、合併時に熊本市の制度に統合します。

■河川の維持管理

富合町域の河川の維持管理について、合併時に熊本市の制度に統合します。

■里道の整備（補助金・交付金）

合併時に熊本市の制度に統合します。
・境界確定されている里道は、住民の要望に応じ熊本市で整備

■市（町）営住宅使用料の算定

合併時に熊本市の制度に統合します。
ただし、富合地域の公営住宅については、当分の間合併前の水準とします。

富合町小中一貫教育

モデル的事業として継続します
必由館・千原台高校も通学区域

▼協議第40号 教育関係事業の取扱い

（その2）

○次のとおり取り扱つものとして承認されました。

■小中一貫教育（教育特区）

富合町独自の事業で、特色ある教育がなされているモデル的事業であり、合併後も新市（富合地域）の事業として継続します。

■通学区域（高等学校）

熊本市立の必由館・千原台高等学校については、富合地域においても通学区域内とします。

※県立高等学校の通学区域については、県教育委員会の取り扱いです。

■地域公民館への補助金

合併時に熊本市の制度に統合します。

■運営費 1館につき15万円以内支給

・建設費 経費の50%支給、最高750万円以内

・営繕費 経費の60%支給、最高60万円以内

・借家料 年額に3分の1を乗じて15万円を超えない額



■学校図書館充実事業

合併時に熊本市の制度に統合します。

■司書業務補助員 全小中学校に配置

・図書整備 全体的な計画の実施

・図書流通 学校図書館の蔵書情報の一元管理

・図書館資源ネットワーク 学校間や市立図書館をネットワークで結び、図書の物流システムを構築し、児童生徒の読書や授業を支援

■育英奨学金（育英事業）

合併時に熊本市の制度に統合します。

ただし、合併前の貸付継続者・返還者は、それぞれ貸付・返還が完了するまでは従前の制度を適用します。

・貸付額（月額）

高校等（国公立）	18,000円
高校等（私立）	30,000円
大学等（国公立）	42,000円
大学等（私立）	51,000円

■青少年育成会議

合併時に富合町青少年育成町民会議は、熊本市青少年健全育成連絡協議会に統合します。

■青少年健全育成事業

合併時に熊本市の制度に統合します。

富合町の補導部会が行っている街頭補導については、熊本市青少年指導員委嘱形態へ。また、防犯部会活動は、熊本市防犯協会の制度等に統合します。子ども会スポーツ大会は、子ども会予算で実施するか、中学生を含めた大会に変更し、中学生地域交流推進事業として実施します。

▼協議第41号 選挙管理事務の取扱い

○富合地区の投票区（現在8投票区）の区割りについては、合併時までに有権者数および地理的条件を考慮し、見直しを検討することが承認されました。

ただし、農業委員会の選挙管理事務の取り扱いについては、別途協議を行います。

富合町の防犯灯設置 補助率アップ

維持管理費へも補助

▼協議第42号 その他の事業の取扱い

（その2）

○合併時に熊本市の制度に統合するものとして承認されました。

■防犯協会

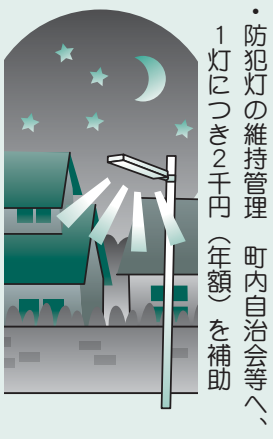
富合町防犯協会は、熊本市の校区防犯協会の取り扱いとなります。

※富合町の警察署管轄区域（宇城警察署）が現状のままであった場合は、関係機関と検討を行います。

■熊本市の校区防犯協会は、防犯パトロール、防犯灯設置、少年非行防止など多岐にわたる活動を行っています。

■防犯灯設置補助金

・防犯灯設置 地区防犯協会から町内自治会等へ工事費等の5割を補助
・防犯灯の維持管理 町内自治会等へ、1灯につき2千円（年額）を補助



継続審議となった項目

.....

▼協議第21号 国民健康保険事業の取扱い（その1）

■国民健康保険料（税）率等

徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の保険料方式に統合することで提案しましたが、「慎重に検討するべきではないか」との意見があり、継続審議となりました。

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い（その2）

■農区長制度

熊本市のみの制度であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、制度を継続することで提案しましたが、「JAつきと協議中である」との意見があり、継続審議となりました。